

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」について

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長)[主担当]

社会・援護局福祉基盤課(定塚 由美子課長)

1. ! 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること					
	1	2	3	4	5
施策大目標分野	生活困窮者への福祉サービス	地域社会のセーフティネット	災害被災者への福祉サービス	福祉人材の養成、利用者保護等	戦傷病者等の援護

施策中目標

1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
---	--

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

(関連施策)

「就職困難者等の円滑な就職等を図ること」(基本目標Ⅳ－施策大目標3－施策中目標1－施策小目標4)は、就職支援事業によりホームレスの自立支援を行うという点で、本施策と関連しています。

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 地域福祉推進費：緊急雇用創出事業臨時特例交付金(一部)

(項) 地域福祉推進費：地域社会におけるセーフティーネット機能の整備等に必要経費(一部)

2. ! 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図(政策体系)を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) ホームレスの自立を促進すること

(施策小目標2) 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	14,940の内数	18,000の内数	50,800の内数	132,354の内数	24,000の内数※
(決算額)(百万円)	(14,007の内数)	(16,043の内数)	(49,506の内数)	(131,519の内数)	

※ホームレス対策事業については、平成22年度事業実施分より、緊急雇用創出事業臨時特例交付金70,000百万円の内数として計上。

3. ! 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

【施策小目標1関係】

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)により、

- ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する
- ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する
- ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行うこととされています。

【施策小目標2関係】

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、

- ・都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を設置する
- ・運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を行う
- ・利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知することとされています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

○地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されています。

○しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められています。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

特になし

4. ! 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	全国のホームレスの数（人） （前年以下/毎年）	－	－	18,564	16,018	15,759
達成率		－%	－%	－%	115.9%	101.6%
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の割合（%） （60%以上/毎年度）	61	59	59	58	70
達成率		101.7%	98.3%	98.3%	96.7%	116.7%
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（%）（95%以上/毎年度）	95.0	96.7	95.1	96.6	集計中
達成率		100.0%	101.8%	100.1%	101.7%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課においてとりまとめたもの。なお、平成17年、平成18年は調査を実施していない。 指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	ホームレス自立支援センター退所者数（人）	5,781	6,307	6,427	6,645	8,092
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数（人）	3,546	3,734	3,796	3,875	5,688
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 参考統計1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成21年度中に退所した者の約70%が、就労又は福祉制度等の利用により自立を果たしていることから、これらの事業に有効性があると認められます。
- 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い水準を維持してきており、これらの有効性が認められます。

(効率性の評価)

- ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの個別の状況に応じた取組を行っており、効率的にホームレスの自立が図られていると評価できます。
- 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められます。

(今後の方向性)

- ホームレス自立支援センターを利用し、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できます。今後もホームレスの個別の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることを防ぐよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要です。
- 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は高水準を維持しているので、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できます。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要があります。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「ホームレスの自立を促進すること」関係

（指標・目標値）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	全国のホームレスの数（人） （毎年以下/毎年） ※施策中目標に係る指標1と同じ	—	—	18,564	16,018	15,759
達成率		—%	—%	—%	115.9%	101.6%
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合（%）（60%以上/毎年度） ※施策中目標に係る指標2と同じ	61	59	59	58	70
達成率		101.7%	98.3%	98.3%	96.7%	116.7%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課においてとりまとめたもの。なお、平成17年、平成18年は調査を実施していない。 ・指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	ホームレス自立支援センター退所者数(人)	5,781	6,307	6,427	6,645	8,092
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数(人)	3,546	3,734	3,796	3,875	5,688
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考統計1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。定。						

（事務事業等の概要）

○都道府県及び市町村が、ホームレスの自立支援等に関する基本方針に基づき、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を支援するために、以下の事業等を実施します。

- ・ホームレス自立支援事業

ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援します。

- ・ホームレス総合相談推進事業

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等により相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援します。

※上記2事業は、「ホームレス対策事業」（別表2-1）に含まれる。

（評価と今後の方向性）

○評価

- ・各地方自治体においてホームレス数などの地域の実情を踏まえ、事業を実施しているところ、ホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成21年度中に退所した者の約70%が、就労又は福祉制度等の利用により自立を果たしていることから、これらの事業の有効性が認められます。

○今後の方向性

- ・今後も地方自治体との連携を密にし、ホームレス数などの情報や地方自治体における事業の実施状況の把握に努め、実情に即した事業内容としていきます。

(２) 施策小目標２「地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（％）（95％以上／毎年度）	95.0	96.7	95.1	96.6	集計中
達成率		100.0%	101.8%	100.1%	101.7%	－ %
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標３は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載。						
指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	日常生活自立支援事業の新規契約締結件数（件） （前年度以上／毎年度）	7,247	7,626	8,580	9,142	9,434
達成率		100%	105.2%	112.5%	106.7%	103.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標４は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、平成21年度中の新規契約締結件数を記載。						

（事務事業等の概要）

○日常生活自立支援事業について

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分でかつ日常生活自立支援事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行います。

○運営適正化委員会設置運営事業について

- ・福祉サービス利用者の苦情解決を図るため、事業者レベルでの苦情解決の仕組みを設けるとともに、ここで解決できなかった問題の解決を目的として都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置していきます。
- ・また、「運営適正化委員会」の仕組みについて幅広く周知する広報・啓発活動や、社会福祉事業の経営者を対象とした研修会の実施、巡回指導、苦情内容に応じた解決手段の定型化を図ることを目的とした調査研究も行っています。

（評価と今後の方向性）

○評価

- ・日常生活自立支援事業の新規契約締結件数は、平成17年度の7,247件から平成21年度の9,434件へと増加傾向にあり、要援護者が地域において自立した生活を送るための必要な支援が進展していると評価できます。
- ・運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い水準を維持してきており、その有効性が認められるとともに、福祉サービス利用者からの苦情解決について適切に対応していると評価できます。

○今後の方向性

- ・日常生活自立支援事業利用契約件数は事業創設以来、継続して増加傾向を見せており、さらに契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれます。今後、増加や多様化が見込まれる需要に対してきめ細かな対応を図っていきます。
- ・運営適正化委員会については、今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要があります。

6. 施策の随時の見直し — 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
1月	ホームレスの実態に関する全国調査	ホームレスの実態に関する全国調査を、各自治体を通じて行います。	事業内容の見直し
随時	自治体の事業実施状況の把握	自治体の事業実施状況の把握を行います。 必要に応じて事業内容を見直します。	
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載しています。 http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

日本福祉大学 教授 平野隆之氏からの御意見

① ホームレス対策事業について

- ・自己評価に記されている「アフターケア」の必要は重要である。それゆえ、その実績数値を活動実績のなかに加えるような工夫を希望したい。
- ・ホームレスの数をもってアウトカム指標とするのは問題がある。とくに前年度比で算出するとすれば、前年度の母数のうち、どれだけがホームレスでなくなったか、のような数値が必要ではないか。
- ・都道府県等によるホームレスの把握方法の精緻化に関する取組を評価の対象に入れてはどうか。把握が進むことによって、その対応策の具体化が進むと考えられる。

② 日常生活自立支援事業について

- ・自己評価の部分について、新規契約件数が増加しているのに、支援が進展しているという表現は納得できるが、予算の方針として、それにもかかわらず、「現状維持」というのはやや説得力がないのではないか。増額の必要があるといえるのでは。
- ・実際にはアウトカムとはいえないが、やはり新規契約件数を達成目標として明示することは可能ではないか。利用者数を要援護者数で除した割合で算出することも検討してほしい。

●ホームレス対策事業について

- 「アフターケア」は重要なので実績数値を活動実績に加えてはどうかというご意見については、現在の自治体からの報告様式では分からないため、来年度に向けて検討していきます。
- ホームレスのアウトカム指標について、前年度の母数のうち、どれだけがホームレスでなくなったかというような数値が必要ではないかというご意見については、一定の場所に留まっているとは限らない個々のホームレスを継続的に調査していくことが必要となり、非常に困難であると考えます。
- 都道府県によるホームレスの把握方法の精緻化に関する取組を評価の対象に入れてはどうかというご意見については、評価指標の設定(定量化)が難しいため困難であると考えます。

●日常生活自立支援事業について

- 新規の契約締結件数は、認知症高齢者の増加等に伴い年々増加しており、高齢化の進展等により今後とも増加が見込まれます。なお、予算額については、現在のところ「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の一メニューとして計上されており、必要に応じて柔軟に補助することが可能ですが、今後とも事業の実績を踏まえて、必要な予算額の確保に努めていきます。
- 達成目標設定については、現状では、都道府県社会福祉協議会等が福祉サービス利用援助を行う必要がある要援護者数を予測することが困難ですが、引き続き目標設定方法について検討していきます。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

4 関係

○ホームレスの実態に関する全国調査

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html>

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless01/pdf/data.pdf>

○ホームレスの自立支援等に関する基本方針

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1216-5v.html>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（VII-2-1）

別表1-1 「ホームレス対策事業」（事業評価シート）

別表2-1 「日常生活自立支援事業」（事業評価シート）

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-2-1-(1)						
事業評価シート								
予算事業名		ホームレス対策事業			事業開始年度		平成12年度	
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局 地域福祉課 (地域福祉課長 宮本 真司)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第五条						
関係する通知、計画等		ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号) セーフティネット支援対策等事業の実施について(平成17年3月31日社援発第0331021号)						
予算体系		(項) 地域福祉推進費 (大事項) 地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費 (目) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)						
		■補助金〔 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接〕(補助先: 都道府県及び市区町村 実施主体: 都道府県及び市区町村)						
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	ホームレスの自立を促進すること						
	対象 (誰/何を対象に)	ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	ホームレス等に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。 ・実施主体 都道府県及び市区町村 ・補助率 10/10 ・対象者数 約1万3千人						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
	総計	百万円		臨時職員他	千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	16,043百万円の内数	22,779百万円の内数					
	H19(決算上の不用額)	1,957百万円の内数						
	H20(決算額)	49,506百万円の内数	56,391百万円の内数					
	H20(決算上の不用額)	1,294百万円の内数						
	H21(予算(補正込))	132,354百万円の内数	138,554百万円の内数					
	H21(決算見込)	131,519百万円の内数	137,478百万円の内数					
	H22予算	70,000百万円の内数						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業分) 70,000百万円の内数 補助率10/10 ※平成22年度事業実施分については、平成21年度第2次補正予算にて、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に計上							

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-2-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	ホームレス対策事業		事業開始年度	平成12年度		
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局 地域福祉課 (地域福祉課長 宮本 真司)					
事業/制度の 必要性	自立の意志がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在しており、ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう事業を実施していく必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	国は、ホームレス対策に係る施策や制度の企画・立案を行う。都道府県は広域的な観点から市町村間の調整などを行うとともに、必要に応じて自らが中心となって施策を実施をする。市町村は、地域の実情に応じて計画的に施策を実行する。関係団体は、自らが持つる施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、地方公共団体が実施する事業についても積極的に協力を行う。					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率			%		
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年実績 【達成率】	H20年実績 【達成率】	H21年実績 【達成率】
		全国のホームレスの数(毎年以下/毎年)	人	18,564人 【-】※1	16,018人 【115.9%】	15,759人 【101.6%】
		ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所したものの割合(60%以上/毎年度)	%	59% 【98.3%】	58% 【96.7%】	70% 【116.7%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉制度等の利用により対処した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることをないよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。 ※1 H16~H18年は概数調査を実施せず。				
今後 の方向 性	見直しの方向性 (より効率的・効果 的な事業とする 観点から) (担当部局案)	依然としてホームレスが数多く存在し、引き続き自立を支援するための事業を実施していく必要がある。また、現下の雇用情勢の悪化によりホームレスが増加することも予測されることから、さらなる支援を考えていく必要がある。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		平成14年 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行 平成15年 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の策定 平成20年 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直し				

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-2-1-(2)						
事業評価シート								
予算事業名		日常生活自立支援事業		事業開始年度	平成12年度			
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局地域福祉課（地域福祉課 宮本 真司）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		-						
関係する通知、計画等		セーフティーネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について（平成21年3月5日厚生労働省発社援第0305001号）						
予算体系		(項)地域福祉推進費 (大事項)地域社会におけるセーフティーネット機能の整備等に必要経費 (目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：都道府県 実施主体：都道府県社協又は指定都市社協）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	○本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者 ・判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者） ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	○本事業の対象者に対して、次に掲げる内容に関する援助等を行う。 ・福祉サービスの利用援助 ・苦情解決制度の利用援助 ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等 ○援助の内容は次に掲げるものを基準とする。 ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等利用者の日常生活費の管理（日常的な金銭管理） ・定期的な訪問による生活変化の察知						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数			
	人件費	百万円	担当正職員	千円	人			
総計	百万円	臨時職員他	千円	人				
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	16,043百万円の内数	22,779百万円の内数					
	H19(決算上の不用額)	1,957百万円の内数						
	H20(決算額)	49,506百万円の内数	56,391百万円の内数					
	H20(決算上の不用額)	1,294百万円の内数						
	H21(予算(補正込))	132,354百万円の内数	138,554百万円の内数					
	H21(決算見込)	131,519百万円の内数	137,478百万円の内数					
H22予算	24,000百万円の内数							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	24,000百万円の内数 (庁費、委託費、施設費、補助金など事業費の内訳を具体的に記載して下さい。 一般会計と特別会計の両方から拠出している場合はその割合も記載ください。)							

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-2-1-(2)				
事業評価シート						
予算事業名	日常生活自立支援事業		事業開始年度	平成12年度		
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局地域福祉課（地域福祉課 宮本 真司）					
事業/制度の 必要性	本事業の対象者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者）が、地域において安心して自立した生活が送れるようにすることは、地域社会におけるセーフティーネット機能の整備に繋がり、安定した地域づくりのために必要となる。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウトプット	活動実績	【指標】 日常生活自立支援事業の新規契約件数	単位 件	H19年度実績 8,580	H20年度実績 9,142	H21年度実績 9,434
	予算執行率		%			
	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）	本事業における事業利用契約件数は、平成16年度の6,488件から平成20年度の9,434件へと増加傾向にあり、利用者数も平成21年3月時点では、29,212人（前年度同月25,522人）となっていて、要援護者が地域において自立した生活を送るための必要な支援が進展していると考えられる。					
今後の 方向性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	事業利用契約件数は事業創設以来継続して増加傾向を見せており、さらに契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、今後の急速な高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれる。 需要の伸びに注視するとともに、引き続ききめ細かな対応を図っていく必要がある。				
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	（見直しの上） （見直しをせず）	廃止 増額 現状維持	（現状維持）	減額	
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）						
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）						